

忘れていませんか？ 養育特例



養育特例とは、3歳未満の子と同居し養育している組合員が子の養育を開始したときよりも標準報酬月額が減少した場合、子の養育を開始したときの標準報酬月額により年金額を計算し、**年金額の減少を防ぐ制度**です。

対象者

3歳未満の子と同居し、養育している組合員

- ・組合員の性別や配偶者の状況にかかわらず対象となります。
- ・3歳未満の子を養育している組合員同士の夫婦は、夫婦ともに適用されます。

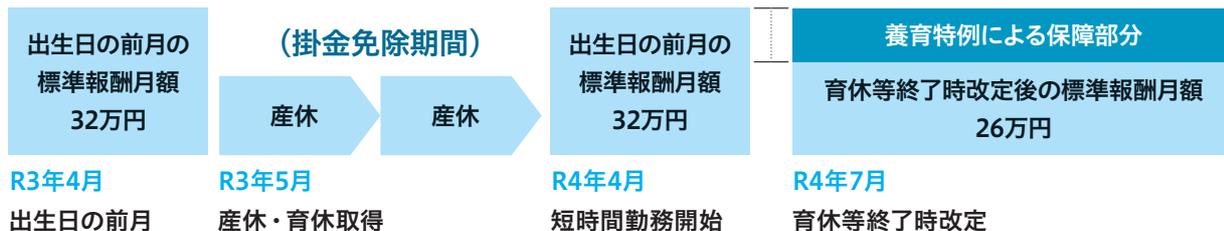
対象期間

3歳未満の子を養育することとなった日の属する月から、次のいずれかに該当した日の翌日の属する月の前月まで

- ・子が3歳に達したとき
- ・組合員の資格を喪失したとき
- ・他の3歳未満の子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき
- ・子が死亡したとき、または養育しないこととなったとき
- ・産前産後休業もしくは育児休業による掛金免除を受けたとき

▼イメージ

育児短時間勤務により養育特例が適用される場合



POINT

養育特例の届出をすることにより、育休等終了時改定（R4年7月～）により掛金の算定に用いる標準報酬月額が26万円に減少しても、**年金の算定に用いる標準報酬月額は32万円**となります。

▼手続き

届出が遅れた場合でも、届出日から2年間は遡って適用することができます。

養育期間標準報酬月額特例申出書に次の書類を添付して、所属所の共済事務担当課に提出してください。

1. 戸籍謄本（または養育する子の戸籍抄本）
2. 世帯全員の住民票

申出書に個人番号を記入し、次のAまたはBの書類を添付することで**住民票の添付を省略**することができます。

A

マイナンバー
カードの
両面のコピー

または

B

マイナンバーが確認できる書類
個人番号の表示のある
住民票のコピーなど

+

身元確認書類
運転免許証、
パスポートのコピーなど

ホームページを ご活用ください！

栃木県市町村職員共済組合 検索

養育期間標準報酬月額特例申出書は、ホームページに掲載しています。

トップページ ⇨ 各申請書ダウンロード ⇨

資格・調定関係請求書 ⇨ ダウンロードリスト〈調定関係〉